

### 発議第3号

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年6月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

川上 善幸

市川 岳人

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

福田 香織

北出 忠良

### 記

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部改正

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項(平成16年11月11日議決)の一部を次のように改正する。

第5項中「(昭和22年法律第67号)」を削り、「前項」を「前2項」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 訴訟物の価額が500万円以下の地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第1項に規定する債権の徴収に係る民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項に規定する和解に関すること。